資料５

区連会９月定例会説明資料
令和８年９月１８日
資源循環局喫煙対策・美化推進課
防災・危機管理統括本部地域防災課

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

１　事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和８年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和８年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

１団体あたり 200 セット（１箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を２つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和８年 10 月 16 日（金）～10 月 22 日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

(5) 配布期間

令和８年 11 月 23 日（月）～11 月 28 日（土）

※各日９時～16 時（11 時 30 分～13 時 30 分を除く）

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等は行いません。

4　留意事項

○品質保証期間が令和８年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試し用としてご活用ください。

5　添付資料

トイレパック体験しませんか（チラシ）

【トイレパックの配布について】
資源循環局喫煙対策・美化推進課
担当　清水、三觜
電話　045-671-2555　/FAX　045-663-8199
メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp
【備蓄食料について】
防災・危機管理統括本部地域防災課
担当　志村、大森
電話　045-671-2011 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/16(金)
～
10/22(木)

受取期間
11/23(月)
～
11/28(土)

お試し用

トイレパック体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）を、お試し用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

- 配布対象
  横浜市内の自治会・町内会
- 配布物
  品質保証期間が令和8年度までのトイレパック
  ※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
  ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
  ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。
- 申込可能数
  1団体　200セット（200セット／1箱）
  ※箱の大きさ：約縦40㎝×横30㎝×高さ27㎝
  ※箱の重さ：約4kg
  ※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。
- 受取場所
  自治会・町内会が所在する各区の資源循環局収集事務所
  ※ 配送等は行っておりません。

お渡しするトイレパックのイメージ➡

★ 1セット
・凝固剤　1個　・汚物処理袋　1枚
（お配りするものは小分けになっていません）

※ 備蓄用にはしないでください。　※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の場所はこちら→

お申込み方法は、裏面をご覧ください。　お問合せ先　資源循環局喫煙対策・美化推進課　Tel　045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも**「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」**の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試し用トイレパックの使い方

ステップ1

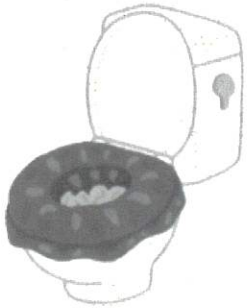

洋式便器に黒い袋をかぶせる

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

ステップ2

用を足したら凝固剤を振りかける

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ざるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

ステップ3

黒い袋は縛って燃やすごみに出す

※ 今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

お申込み方法

- **横浜市電子申請・届出システムからお申込みください**

  https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start

  電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。

- **お申込み期間**　令和8年10月16日(金)～10月22日(木)

- **受取決定**　お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

- **受取期間**　令和8年11月23日(月)～11月28日(土)

  (日曜日を除く、各日午前9時から午後4時　※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)

  (お車でお越しいただく場合は、来往者駐車場に車を止め、事務室にお声掛けください)